



ゆうきくん

# 暴追とちぎ

第36号

平成20年9月



▲蔵の街遊歩道・巴波(うずま)川 (撮影者 栃木県暴力追放県民センター 大鹿幸雄)

財団法人 栃木県暴力追放県民センター  
宇都宮市栄町5番7号 栃木県栄町別館2F TEL028(627)2995

# 着任のご挨拶

栃木県警察本部刑事部  
組織犯罪対策課  
課長

菅谷大岳



本年8月11日付で、警察庁刑事局組織犯罪対策部企画分析課から、栃木県警察本部刑事部組織犯罪対策課長に着任しました菅谷大岳でございます。よろしくお願いたします。

県民の皆様方には、平素から、暴力団排除活動を始め、警察活動全般にわたって多大なご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、県内の暴力団情勢ですが、本年8月末現在で、暴力団員等約1,250名を把握しており、暴力団員等は若干ではありますが増加しております。

また、本年に入ってから現在までに、鹿沼市発注の公共工事に絡み地元の暴力団組長が当時の市長らと会合を持った事案に関連し、同組長を職務強要・脅迫で検挙し、勢力拡大が著しい山口組の傘下組織による組織ぐるみの管理売春・逮捕監禁事件、広域にわたる覚せい剤密売事件を検挙するなどしたところです。

一方、栃木市役所では長年の慣行から、相手方を暴力団とは知らずに正月用しめ飾りを地元暴力団から購入していたことが明らかとなる事案がありました。

このようなことから、暴力団は、組織実態を不透明化させるとともに、資金獲得活動も社会経済情勢の変化に応じて多様化させ、覚せい剤密売等の伝統的なものもとより、建設業等の企業活動等を通じて資金を獲得していることが窺えます。

警察は、暴力団に対する取り締まりを強化するとともに、各行政機関と緊密に連携し、公共工事、公営住宅や各種許認可等からの暴力団排除、財団法人栃木県暴力追放県民センター等と連携した暴力団事務所撤去など、様々な取組を行っているところであります。

また、本年8月1日には一部改正された暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（通称：暴力団対策法）が施行され、威力利用資金獲得行為に関する指定暴力団の代表者等の損害賠償責任の追及、行政対象暴力の規制、対立抗争等に係る暴力行為の賞揚等の規制及び損害賠償請求等の妨害行為の規制など、暴力団の活動を封じ込めるための新たな手段を講じることが可能となり、これらの規定の適用に向けた取組も進めているところであります。

警察としては、今後とも暴力団等の反社会的勢力を社会から根絶するため、これらに対する取り締まりを強化するとともに、財団法人栃木県暴力追放県民センターと連携し、社会の様々な分野からの暴力団排除活動を進めてまいりたいと考えておりますので、皆様方には、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

# 「駆け込み寺」としての暴追センター及び民暴委員会

栃木県弁護士会民暴委員長

弁護士 木村博貴



暑い夏も終わり、秋の陣の候となりました。会員の皆様、益々ご活躍のことと拝察致します。

さて、私は、現在栃木県弁護士会民暴委員会の委員長を担当しておりますが、振り返れば、既に民暴委員会の委員となってから、早20年近くに至ろうとしています。

しかし、過日開催された関東地区の民暴の正副委員長会議において、千葉の民暴委員から、これまで弁護士会においても、また警察関係者においても、熱心に暴排運動を続けているが、一向に撲滅するに至らないのは何故か、これまでの手法にやはり限界があるからではないかとの大胆且つ重大な問題提起がなされ、その対策の報告がなされました。

同委員は、乱暴な言い方をしてしまえば、暴対法はそもそも暴力団の存在を認め、それを前提に対策を立てているが、思いきって、根本的に暴力団の存在自体を許さない、暴力団を結成すれば処罰するといった、新規立法を検討すべきであり、その案を検討してきたとして、その成果を報告したのです。

新しい立法をなすには、種々の法律上の問題点を乗り越え、更には国会での議決を経る必要があります。従って、事はそう簡単且つ明瞭ではありませんが、やはり、他国の制度などをも参考にし、思いきった禁止の処罰立法に踏み切る時期に来たのではないかとの印象を強く受けた会議でした。

さて、そのような対策法において新たな大きな流れが実を結ぶまでにはまだまだ時間がかかります。その間我々は、何をすべきかと言えば、やはり身近な相談相手としての存在、「暴追センター駆け込み寺」を堅持し、発展すべきものと思います。

私の希望は、センター移転です。センターにはベテランのスタッフがおり、いつでも対応できる体制にはなっていますが、センターへの交通アクセスが極めて悪いのは事実です。センターは宇都宮市内の人達だけを対象にしているわけではなく、県内県外を問わず、困ればいつでも駆け込める必要があります。車で直ちに相談に行けるという場所的に便利であることが必要です。現在は場所が分かり難く、駐車場も不便です。電話だけで済ますと言うことは、事案の内容から言って、困難です。一刻も早く、市民が簡単に立ち寄れる場所を確保する事が大事であると思います。

また、欲を出せば、センターの支部が欲しいという事です。どんなに電話などが便利であっても、やはり地域密着の必要性が高いことは、鹿沼市や野木町の事件を見ても感じられるところです。

現在住んでいる地域の各警察署に相談すればよいとの考えもありますが、敷居が高く感じる人もあり、また、事件に追われて消耗戦を戦っている現場に相談を専らお願いすることが酷に過ぎる面もあります。現職の時代に暴力団を専門に担当してきたセンター職員に相当頑張ってもらう制度を確立する必要があるのではと考えております。

翻って、当民暴委員会は、どうであるかと反省をしなければなりません。これまでに民暴委員の人数を制限していた会則を改正し、委員会発足時の人数の3倍、30名に増やしており、委員会においても、駆け込み寺としての実力増強を図っているところです。また、埼玉県弁護士会民暴委員会との合同研修会を本年度から計画しており、人数だけでなく内容の強化をも目指しております。

今後も、県警やセンターとの連携を強め、三者協定を積極的に活用して事件解決の一層の充実に取り組む所存です。

# 暴力相談状況

## 暴力相談受理状況

平成20年1月1日から平成20年6月30日までの暴力相談は次のとおりです。



### 1 相談受理事件数

受理事件数234件(前年比+52件)

### 2 相談の態様

区分	件数	前年比
面接相談	162件	+52件
電話相談	68件	-2件
文書による相談	4件	+2件
引継による相談	0件	±0件

### 3 相談内容

相談区分	受理事件数		処 理 状 況					
	20年	前年比	センター処理		警察引継		弁護士引継	
	20年	前年比	20年	前年比	20年	前年比	20年	前年比
刑事事件に関する相談	8	-16	3	-13	5	-1	0	-2
法第9条各号に関する相談	91	+36	75	+23	13	+12	3	+2
離脱に関する相談	3	±0	1	±0	2	±0	0	±0
事務所立退きに関する相談	1	-4	0	-1	1	-1	0	-2
センター事業に対する相談	0	-1	0	-1	0	±0	0	±0
その他	131	+37	124	+34	3	±0	4	+3
合計	234	+52	203	+42	24	+10	7	+1

### 4 相談の傾向と特徴

#### (1) 相談件数の増加状況

最近の暴力団情勢を見てみると、暴力団等反社会的勢力の不当要求行為は、社会情勢や経済情勢に敏感に反応しながら暴力団であるということをおぼろげに市民生活の隅々まで介入し、むしろ増加傾向にあると思われる。

当センターにおける相談受理事件数は、前年比+52件(28.6%)の増加を示している。相談内容を見てみると、刑事事件に関する相談が16件減少、事務所立退きに関する相談が4件減少しているのに対し、不当要求に関する相談が36件増加、その他の相談が37件増加している。

これらの増加要因としては、事業の一環として実施されている各種講話、講習会並びに広報誌、新聞掲載等幅広い広報活動により当センターの認知度が高まったうえ、各事業所、各種団体等における「不当要求断固拒否」の指針が理解、徹底された結果、相談件数の増加を示したものである。

#### (2) 相談方法

前記2相談の態様に示すとおり、受理事件数162件(69%)が面接による相談であり、弁護士、相談員によるアドバイス、マニュアル等の提供が不当要求防止に効果となって表れている。

#### (3) 不当要求行為に関する相談内容

法第9条による主な不当要求行為は、

因縁をつけての金品等要求行為	74件
利得示談介入行為	12件
不当債権取立行為	2件
みかじめ料要求行為	3件
不当貸付要求行為	0件

の順であるが、相変わらず「因縁をつけての金品等要求行為」と「利得示談介入行為」が増加している。

これは、主に交通事故に起因するためが多い反面、みかじめ料要求行為等は沈黙を保っている。

#### (4) 相談の相手方

相談の相手方の暴力団等は、

右翼標榜団体	1件
指定暴力団	43件
その他の暴力団	190件

であるが、その他の暴力団、組織の実態が判らない者からの不当要求が目立った。

#### (5) 相談者の職業

相談者の職業を見てみると

金融・保険業	112件
サービス業	8件
建設業	8件
行政	9件
その他	97件

であった。

# (財)栃木県暴力追放県民センターの活動状況

## 平成20年度第1回理事会・評議員会の開催

5月23日「アピア」において、(財)栃木県暴力追放県民センター平成20年度第1回理事会・評議員会を開催され、平成19年度の事業報告及び収支決算報告が承認された。



## 県民の日「警察展」での広報啓発活動

6月7日、8日の2日間、壬生町国谷地内「とちぎわんぱく公園」において開催された平成20年度県民の日「警察展」に参加し、暴力追放啓発活動を実施した。



## 暴力追放モニター委嘱状交付式及び研修会の開催

6月27日、「ホテル、ニューイタヤ」において、平成20年度暴力追放モニター 29名を委嘱し研修会を実施した。



## 少年指導委員研修会の開催

7月25日「栃木県青少年センター研修室」において、少年指導員に対し、県警少年課と研修会を開催し、研修事業を実施した。



## 暴力団離脱者社会復帰対策協議会の開催

8月1日「アーバンしもつけ」において、賛同事業所と暴力団離脱者社会復帰対策協議会を開催し暴力団離脱者支援事業を実施した。



## 第9回栃木県暴力団追放総決起大会の開催

9月12日宇都宮市文化会館において、賛助会員、県・市町の行政の担当者、少年指導員等約500名の参加のもとみだし大会を開催した。

大会では菊池理事長、高田刑事部長の挨拶に続き、犯罪被害者遺族小佐々冽子氏「事件から続く家族の苦しみ」、読売新聞秋田支局小林月照氏「許すな組織暴力の取材現場から」と題し講演が行われた。

最後に亀和田副理事長が「暴力団追放大会宣言」を行い大会は成功裡に終了した。





# 暴力団対策法の一部を改正する法律の概要

## 1. 暴力排除活動の促進 (法第32条関係)

(平成20年5月2日公布、同日施行)

### 第1項関係

国及び地方公共団体は、事業者等（例：暴追センターや地域・職域における暴排協議会）が自発的に行う暴力排除活動の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

#### 【具体例】

- 暴力団若しくは暴力団員の活動の状況、又は不当要求の実態に関する情報の提供。
- 暴力団員による不当な行為への対処方針や対処方法に関する助言や指導。
- 業種や地域の別に応じた組織的な活動を行うことについての助言や指導。
- 各種の暴力排除活動に関する行事に対する協力や後援。
- 暴力排除活動に関する知識の普及、及び思想の高揚を図るための広報啓発。

### 第2項関係

国及び地方公共団体は、事業者等が安心して暴力排除活動の実施に取り組むことができるよう、その安全の確保に配慮しなければならない。

#### 【具体例】

- 暴力団等による危害を被るおそれのある者を「保護対象者」に指定して、危害行為の未然防止の措置を推進すること。
- 被害者等に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧等の申出があった場合に、申出者の本人確認、利用目的の審査等を厳格に行うこと。

## 2. 暴力団の代表者等の損害賠償責任の拡大強化 (法第31条の2関係)

(平成20年5月2日公布、同日施行)

指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団の指定暴力団員が威力利用資金獲得行為（例：相手方に指定暴力団の威力を示すことを手段として行う恐喝、みかじめ料の要求等）を行うについて他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、一定の場合を除き、これによって生じた損害を賠償する責任を負うこととする。

### 3. 暴力的要求行為の追加 (法第9条関係)

(平成20年5月2日公布、8月1日施行)

以下に掲げる行為を暴力的要求行為として規制する行為に追加する。

(1) 行政庁に対し、以下の行為を要求すること。

- 自己又は自己の関係者に対し、許認可等を行うこと又は不利益処分をしないこと。
- 特定の者に許認可等を行わないこと又は不利益処分を行うこと。

(2) 国等（国・地方公共団体・特殊法人等）に対し、以下の行為を要求すること。

- 自己又は自己の関係者を当該国等が行う公共工事の入札に参加させること。
- 特定の者を当該国等が行う公共工事の入札に参加させないこと。
- 特定の者を当該国等が行う公共工事の契約の相手方としないこと。
- 当該国等が行う公共工事の契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の全部又は一部を自己又は自己の関係者に発注するよう指導すること。

### 4. 対立抗争等に係る暴力行為の賞揚等の規制 (法第30条の5関係)

(平成20年5月2日公布、8月1日施行)

対立抗争等における暴力行為により刑に処せられた指定暴力団員に、その指定暴力団の他の指定暴力団員が賞揚・慰労の目的で金品等を供与するおそれがある場合に、公安委員会は当該他の指定暴力団員又は当該指定暴力団員に、当該金品等の供与をし、又はこれを受けてはならない旨の命令をすることができることとする。命令違反には1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。

### 5. 損害賠償請求等の妨害行為の規制 (法第30条の2から第30条の4までの関係)

(平成20年5月2日公布、8月1日施行)

指定暴力団員が、損害賠償請求や事務所撤去のための請求をし、又はしようとする者やその配偶者等に対して、不安を覚えさせるような方法で請求を妨害する行為を禁止し、その違反者又は違反のおそれがある者に命令をすることができることとする。命令違反には1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。

#### 【禁止行為の具体例】

- つきまとうこと。
- 執拗に電話をかけること。
- 乱暴な言葉で威迫すること。
- 行動を監視していることを告げること。
- 動物の死骸を送りつけること。

## 暴力団による悩み、困りごとは

財団法人 栃木県暴力追放県民センター へご相談ください

相談電話 **028-627-2600**

事務局 宇都宮市栄町5番7号 栃木県栄町別館2F

TEL 028-627-2995 FAX 028-627-2996 URL <http://www.boutsui-tochigi.or.jp/>

- 相談は無料。秘密は厳守します。
- 暴力追放相談員が常駐し、皆さんからの相談に応じます。
- 暴追センターで委嘱している弁護士、保護司、少年指導委員にも相談ができます。
- 弁護士相談の日は、毎月第3水曜日の午後1時30分～4時です。
- 相談は、面接のほか電話や手紙でも結構です。
- 相談は、毎週月曜日～金曜日（休日祝祭日を除く）  
午前9時～午後5時



## 賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

(財)栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同しご支援、ご援助いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしています。

### ●賛助会員証

- 賛助会費 年額** (口数は、何口でも結構です。)

法人・団体 一口 10,000円

個人 一口 5,000円

- 会員の方には「賛助会員証」の交付、暴追大会、暴追セミナー等の案内、機関誌「暴追とちぎ」・暴力団対策の資料の送付、Fネット「暴追ネットワーク」による暴力団情報等の提供を行います。

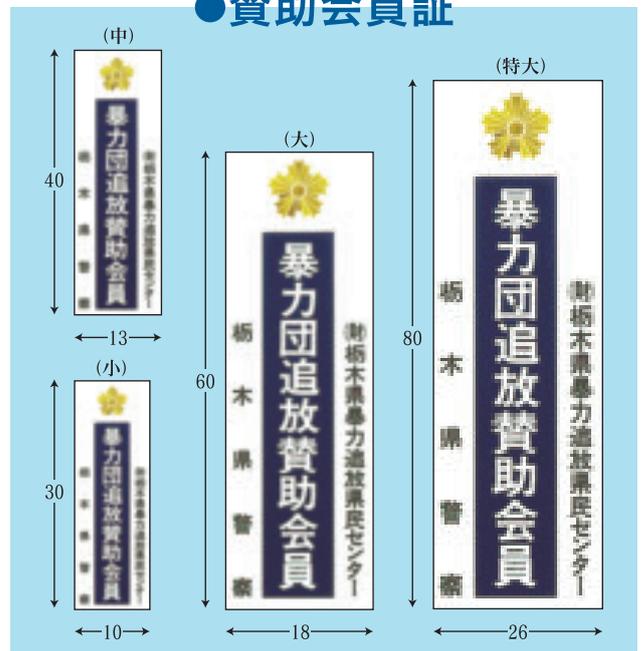
- 入会のお申込は、事務局へご連絡ください。

### 事務局

宇都宮市栄町5番7号 栃木県栄町別館2F  
財団法人 栃木県暴力追放県民センター

電話 / **028-627-2995**

FAX / **028-627-2996**



### 暴追とちぎ平成20年9月号(通巻36号)表紙写真

#### 蔵の街遊歩道・巴波(うずま)川

巴波川の舟運は、江戸時代のはじめころから栃木と江戸方面をむすぶ交通路として大いに利用され、今も当時のなごりを伝えています。10万匹の鯉が群泳し、江戸から明治にかけての繁栄を忍ばせる白壁の土蔵や格子造りの商家が建ち並びます。尾崎紅葉の小説「巴波川」の中では、ヒロインが身を投げる悲恋の舞台としても有名です。